

教 職 第 6 1 2 0 号  
令和4年（2022年）3月14日

各市町村教育委員会教育長 様  
（札幌市教育委員会教育長を除く。）

北海道教育庁総務政策局総務課長 齊 藤 順 二  
北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長 今 村 隆 之

赴任の取扱い等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あてに通知しましたので、お知らせします。

つきましては、貴所管の学校職員に係るサービスの取扱いについて、ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、県費負担教職員に係る旅費の支給については、道立学校職員と同様の取扱いとなりますので、ご承知おきください。

（総務課組織・給与制度係）  
（教職員課サービス制度係）

写

教職第6120号  
令和4年(2022年)3月14日

各道立学校長 様

総務政策局総務課長  
教職員局教職員課働き方改革担当課長

赴任の取扱い等について(通知)

このことについて、次のとおり取扱うこととしますので、所属職員に周知の上、適切な取扱いについてご配慮願います。

記

1 着任の時期について

- (1) 令和4年4月1日付けから同月10日付けまでの人事異動に係る赴任に当たり、運送事業者の状況など昨今の社会経済情勢や新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、北海道立学校管理規則第41条で規定する着任の時期について、次の場合には、新所属長の承認を受けて着任時期を遅らせることができる「やむを得ない事由」に該当するものとする。

① 引越に係る事由

- ア 着任の期限までに住居の移転が可能となる運送事業者が確保できない場合  
イ 時期的な要因により移転に要する経費が著しく多額となり、着任時期を遅らせることで経費負担を減らすことができる場合  
ウ 入居予定の公宅が空かないなど、住居が確保できない場合

② 新型コロナウイルス感染症に係る事由

職員又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症に感染した等により、新型コロナウイルスに係る災害事故休暇又は職務専念義務の免除の承認事由に該当した場合

- (2) 上記の場合において、着任の時期は、原則として発令の通知を受けた日から14日目(4/1発令の場合4/14)までを限度とし、これにより難い事情が認められる場合には、新所属長の判断により以後の時期とすることも可能であること。  
(3) 新所属に着任するまでの間は、原則として旧所属で引継ぎ等の業務を行うこととし、旧所属長は、執務スペースの確保や遊休パソコンの割当てなど、対象職員の勤務環境の整備に努めること。

2 自動車等を使用する場合の手続きについて

赴任に伴う旅行で自動車等を使用する場合は、あらかじめ所属長に申し出て、その承認を得る必要があること。「赴任に伴う旅行における自動車等の使用について(平成21年3月21日付け教職第1865号教育長通達)」

3 赴任旅費等の特例的な取扱いについて

着任の時期と住居の移転の時期が別になるなどの変則的な移動となる場合には、赴任旅費等について特例的な取扱いを行うこととし、具体的な手続については、別途発出する通知によること。

4 飲酒運転、交通事故の防止について

自動車で赴任する場合には前日飲酒しないなど、飲酒運転の防止を徹底すること。

また、転居等に伴い慣れない地域での運転機会の増加も予想されることから、速度違反はもとより交通法規を遵守するとともに、交通事故についても十分に注意し、安全運転を徹底すること。

(総務課人事係)  
(総務課組織・給与制度係)  
(教職員課サービス係)